

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 12 日

都道府県医務主管部（局）担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

「診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則等による新たな教育内容を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者に関する留意事項について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 46 号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 18 号）（以下「改正法律等」という。）により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されているところです。

これに伴い、「診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）が公布され、同令により改正された臨床検査技師学校養成所指定規則等による教育内容（以下「新たな教育内容」という。）を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者が、平成 31 年度より輩出されます。

つきましては、臨床検査技師に関する留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の臨床検査技師養成所、関係機関、関係団体等に対し、広く周知をお願いいたします。

記

新たな教育内容を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者に関する留意事項

- 1 平成 28 年 4 月 1 日以降に入学・入所した学生・生徒からは新たな教育内容が教授されていることから、改正法律等による業務範囲の見直しにより新たに臨床検査

技師の業務に追加された検体採取（以下「新たな検体採取」という。）を行おうとするにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受ける必要はないこと（別紙参照）。

- 2 平成 28 年 4 月 1 日より前に入学・入所した学生・生徒は、新たな検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、当該研修を受ける必要があること（別紙参照）。
- 3 当該研修に当たっては、受講対象となる者の修了割合の増加に伴い、開催規模の縮小が予定されており、対象となる者への周知及び受講促進を徹底する必要があること。

臨床検査技師における厚生労働大臣が指定する研修の受講対象者について

